

武蔵野市立吉祥寺図書館の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成28年12月6日

提出者 武蔵野市長 邑 上 守 正

武蔵野市立吉祥寺図書館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

記

- 1 公の施設の名称及び所在地
武蔵野市立吉祥寺図書館
武蔵野市吉祥寺本町1丁目21番13号
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人武蔵野生涯学習振興事業団
武蔵野市吉祥寺北町5丁目11番20号
- 3 指定の期間
平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

（提案理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により提案する。

(参考)

公益財団法人武蔵野生涯学習振興事業団の概要

1 設立

平成元年 9 月 29 日

2 基本財産

500,000,000円

3 代表者名

理事長 前田 洋一

4 構成

役員 7 人、職員 41 人、嘱託職員 60 人（平成 28 年 3 月 31 日現在）

5 目的

すべてのライフステージにおいて、市民一人ひとりが自発的にスポーツ、学習、交流等の生涯学習活動に取り組めるような環境を整備し、生涯を通じた健やかな心身の育成及び地域社会の発展を推進し、もって潤いのある豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。

6 管理又は業務の実績

(1) 公の施設の指定管理者としての管理の実績

公の施設の名称	指定の期間
武蔵野市立武蔵野陸上競技場	平成 27 年 4 月 1 日から 平成 32 年 3 月 31 日まで
武蔵野市立武蔵野軟式野球場	平成 27 年 4 月 1 日から 平成 32 年 3 月 31 日まで
武蔵野市立武蔵野庭球場	平成 27 年 4 月 1 日から 平成 32 年 3 月 31 日まで
武蔵野市立武蔵野プール	平成 27 年 4 月 1 日から 平成 32 年 3 月 31 日まで
武蔵野市立武蔵野総合体育館	平成 27 年 4 月 1 日から 平成 32 年 3 月 31 日まで
武蔵野市立武蔵野温水プール	平成 27 年 4 月 1 日から 平成 32 年 3 月 31 日まで
武蔵野市立自然の村	平成 27 年 4 月 1 日から 平成 32 年 3 月 31 日まで
武蔵野市立緑町スポーツ広場	平成 27 年 4 月 1 日から

	平成32年3月31日まで
武蔵野市立ひと・まち・情報 創造館武蔵野プレイス	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで
武蔵野市立境南ふれあい広場 公園	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで

(2) その他の施設における業務の実績

- ア 武蔵野中央公園スポーツ広場における施設の管理業務
- イ 武蔵野市立第四中学校温水プールにおける施設の管理業務